



農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）の改正について

平成11年9月沖縄総合事務局農林水産部主催によりJAS法改正に関する説明会が行われましたので報告いたします。

今回の改正により食品表示の充実強化、有機食品の検査認証制度の創設及びJAS規格制度の見直しが行われます。

1. 要 旨

近年の食品の消費形態の多様化や味、鮮度、健康及び安全性に対する関心の高まり等を背景とした食品表示の充実強化の必要性、有機食品等についての不適切な表示や生産基準の不統一の是正の必要性、JAS規格制度についての規制緩和、民間能力の活用、国際整合性確保の必要性に対処するため、JAS法に基づく品質表示制度の充実強化及びJAS規格制度の見直しを図る。

2. 概 要

(1)食品の表示の充実

一般消費者向けのすべての飲食料品を品質表示基準の対象とし、その中ですべての生鮮食料品について原産地表示を行うように措置する。

(2)有機食品の検査認証・表示制度の創設

有機食品（生産又は製造の方法に特色がある農林物資のうち、一般消費者を保護するためその表示の適正化を図る必要があるもの）については、その生産者又は製造の方法について検査認証を受けたもののみに「有機」の表示を付して、一般消費者向けに流通する仕組みを整備する。

(3)JAS規格制度の見直し

a) 規格の定期的見直しの法定化、国際整合化

5年ごとに既存の規格を見直すことを法定化し、不要となった規格の廃止等を積極的に進めるとともに、規格制定等の際に国際規格を考慮することとする。

b) 事業者自身による格付の表示のための仕組みの導入

生産・製造工程、検査等の品質管理体制等の状況からみて、製品の品質安定性及び規格への適合性が確保されると認められる製造業者が、登録格付機関による格付を受けずに自ら格付を行い、JASマークを表示する仕組みを導入する。

c) 登録格付機関への民間能力の活用

公益法人に限らず、民間会社等についても登録格付機関等に参入できるものとし、格付等について広く民間能力を活用するための条件を整備する。

JAS法改正のポイント

<現 行>

表示対象品目：64品目

うち青果物の原産地表示：9品目

食品の表示の充実強化

<改 正 後>

表示対象品目：一般消費者向けの
すべての飲食料品
すべての生鮮食料品について
原産地表示

有機食品の検査認証制度無し

↓
不適切な「有機」表示の氾濫

有機食品の検査
認証制度の創設

有機食品の規格を制定（コーデックスに準拠）

↓
第三者認証機関（登録認定機関）
がほ場ごとに生産者を認定

↓
第三者認証機関が認定した生産者
が生産したもののみ「有機」と表示、
流通。
それ以外のものは「有機」の表示が
できない

- ・ 規格の定期的見直し、国際整合化について法律上の規定無し
- ・ 登録格付機関が格付（サンプリングによる規格への適合性検査）してマークを貼付
- ・ 公益法人のみ格付権限を付与

JAS規格制度の見直し

- ・ 5年ごとに既存の規格を見直し
不要となった規格を廃止等、規格制定等の際に国際規格を考慮
- ・ 事業者が登録認定機関の認定を受けて自ら格付けしてマークを貼付
- ・ 民間会社等に格付等の権限を開放

改正JAS法の下での有機農産物に係る検査・認証・表示の取り扱いについて

1. 「有機」表示の規制のあり方

- ①有機農産物のJAS規格に適合するものであるかどうかについて検査を受けた結果、これに合格し、JASマークの貼付されたものでなければ、「有機野菜」等の表示はしてはならないこととなる。
- ②有機農産物のJAS規格と関連して規制の対象となる表示は、「有機野菜」、「有機栽培米」、「ばれいしょ（有機農産物）」、「キャベツ（オーガニック）」、「にんじん（有機農法）」等である。（「有機低農薬栽培」等の有機農産物と紛らわしい表示も規制される。）

2. 検査・認証の枠組み

- ①改正JAS法においては、認定の業務を適切に実施し得るものとして農林水産大臣の登録を受けた認定機関（＝登録認定機関）が、生産者からの申請を受け、その生産・管理の方法について調査を行い、生産者をほ場ごとに認定する。
- ②認定後も、登録認定機関はその認定した生産者に対し、定期的に実地の調査を実施し、生産者が引き続き認定の基準を満たしていることの確認（＝監査）を行うべきことが求められる。
- ③なお、生産者個人が認定を受ける方法のほか、
 - (ア)共同的な管理を実施している営農集団、農業生産法人等
 - (イ)取引関係のある生産者グループに対し栽培管理の指導等を行う販売業者等が生産工程管理者として認定を受けることが可能。

3. 流通段階における「有機」表示の信頼性の担保

①小分け包装後の表示

有機農産物の流通においては、小分け（箱詰めのを小袋詰めにするなど）により包装形態が変化することが考えられるが、この場合には、元の包装、送り状等に付されていたJASマークが小分けにより失われることとなるため、小分け後の農産物を有機農産物として流通させるためには、これにJASマークを貼付し直す必要がある。

このため改正JAS法においては、有機農産物の小分け作業について適切な管理体制を整備している事業者を登録認定機関が認定（農林水産大臣が定める「認定の技術的基準」に基づき認定）し、この認定を受けた小分け業者のみが小分け後の農林物資へのJASマークの再貼付を行い、「有機」を表示することができる仕組みとなる。

②ポストハーベスト処理、慣行栽培農産物との混合等があった場合の措置

JASマークの貼付された有機農産物について、倉庫くん蒸の実施、慣行栽培農産物との混合等、JAS規格への適合性が失われる事態が生じた場合には、当該有機農産物の所有者である生産者、販売業者はそのJASマークを除去または抹消しなければならないこととされている。したがってこのような場合には、これらの農産物に「有機」表示を表示できなくなる。

4. 輸入有機農産物の取扱い

輸入農産物への「有機」表示についても、国内産のものと同様、表示規制の対象とし、「有機」表示のされた農産物にJASマークが貼付されていない場合には、輸入業者はこれを販売してはならないこととなる。(JASマークが貼付されていないものは「有機」表示を除去しない限り販売できない)

輸入有機農産物にJASマークを貼付するには以下の二通りの方法がある。

- ①外国生産行程管理者によるJASマークの貼付。
- ②認定輸入業者によるJASマークの貼付。

5. 罰則その他処分

- ①JASマーク貼付に係る違反 : 1年以下の懲役または100万円以下の罰金。

例 ・登録認定機関の認定を受けていない生産者又は販売者がJASマークを貼付した場合。
・生産者又は販売業者が、その所有する有機農産物に対して倉庫くん蒸を行ったにもかかわらず、JASマークを除去または抹消しなかった場合。

- ②「有機」表示に係る違反

表示の除去、販売の禁止等の命令に従わなかった場合 50万円以下の罰金

例 ・JASマークが貼付されていない農産物に「有機」表示をした場合。
・輸入業者が「有機」表示がされているがJASマークの貼付がされていない農産物を販売した場合



「問い合わせ先」
沖縄県工業技術センター
技術支援部

〒904-2234
具志川市字州崎12番-2
Tel **098 (929) 0111**
Fax **098 (929) 0115**

「印刷」
有限会社 金城印刷
糸満市西崎町 5-9-16